

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、
翌日の翌日)

目 次

◇規 則 保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則
の一部を改正する規則

規 則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五号

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

看護職員修学資金貸付規則

第二条第一号中「又は法第六条に規定する准看護婦」を、「法第六条に規定する准看護婦又は法第六十条に規定する看護士若しくは准看護士」に改める。

様式第五号中「保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則」を「看護職員修学資金貸付規則」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。